

平成 22 年度第 2 回木曾川地域審議会議事録

○日時

平成 22 年 11 月 11 日（木）午前 9 時 57 分～午前 11 時 03 分

○場所

木曾川庁舎 3 階 第 3 会議室

○議題

- (1) 新市建設計画の執行状況に関する諮問について
- (2) その他

○出席者

委員：9 名

行政側：市長、企画部次長、企画政策課長、企画政策副主監、企画政策課主査

事務局：木曾川事務所長、総務管理課長、同副主監、同主査

○欠席者

委員：1 名（江崎委員）

（午前 9 時 57 分開会）

【木曾川事務所長】

ただ今より、平成 22 年度第 2 回木曾川地域審議会を始めさせていただきます。

本日は、江崎委員からご欠席の連絡をいただいておりますが、委員 9 名のご出席があり、会議の要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それから、委員の皆さまのお手元に「新市建設計画」の冊子をお配りさせていただいておりますが、会議終了後、回収させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、墨副会長さんの先導により、市民憲章の唱和を行います。副会長よろしくお願ひします。

恐れ入りますが、ご起立をお願いします。

【副会長】

一宮市市民憲章の唱和をお願いいたします。私がまず市民憲章の前文を読み上げ、その後、本文を読み上げます。皆さんは本文についてのみ、私の後に続いてご唱和をお願いいたします。

（唱和）

【木曾川事務所長】

どうもありがとうございました。

それでは以後の進行につきましては、会長さんよろしく願いいたします。

(1 開会)

【会長】

本日は、大変お忙しい中、また寒くなりましたが、ただ今より平成 22 年度第 2 回木曾川地域審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから地域審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、市長さんよりごあいさつをいただきたいと思います。

(2 市長あいさつ)

【市長】

失礼いたします。今日は大変お忙しい中、第 2 回木曾川地域審議会ご出席賜りましてありがとうございます。また日ごろから、市政運営に格別のご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

大変早いもので、2 市 1 町が合併してから 5 年半が過ぎました。ちょうど、合併特例期間の折り返しということがございます。第 6 次総合計画も平成 20 年度からスタートしておりますが、この中で新市建設計画の内容が色濃く反映しております、いろいろなご意見をいただき、市政を運営させていただいております。

今日は、新市建設計画の執行状況につきまして、皆さまがたのご意見をいただき、諮問させていただきたいと考えております。

一宮市も財政状況が厳しい時期であります。市といたしましても、おもいきった行財政改革を実施しております。税収も減ってきておりますが、十分に持ちこたえてしっかりとした財政に取り組んでまいりたいと思っております。

どうかよろしく願いします。

(3 議題)

【会長】

それでは、議題に入らせていただきます。

(1) 新市建設計画の執行状況に関する諮問について、市長さんより「新市建設計画の計画期間の中間年にあたり、その執行状況」の諮問をいただくということでございますので、よろしく願いいたします。

【市長】

(諮問書を読上げて会長へ手渡し)

22 一宮企画発第 16 号-1

平成 22 年 11 月 11 日

木曾川地域審議会

会長 葛谷 昭吾 様

一宮市長 谷 一夫

諮問書

新市建設計画の計画期間の中間年にあたり、その執行状況について、地域審議会の設置等に関する協議（平成 16 年 9 月 24 日議決）第 3 条の規定により、貴審議会の意見を求める。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま、市長さんから本審議会に諮問がなされました。

通常ですと、市長さんが退席してから審議を進めるわけではありますが、いろいろご質問があると思いますので、市長さんにも同席をお願いするのが良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

（委員、異議なし）

それでは、市長さんに同席していただいて議事を進めることにいたします。企画政策課から諮問の内容につきまして説明をお願いいたします。

【企画政策課長】

企画政策課の波多野でございます。

先ほど市長から、新市建設計画の執行状況について諮問させていただきました。昨年度までは、毎年私の方から報告という形をとらせていただいたものを、今回は一步踏み込んで諮問という形を取らせていただきました。そこで、今回諮問とさせていただいた理由を簡単にご説明させていただきます。その後、担当の方から、資料に基づいて詳しい説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

新市建設計画の計画期間は、ご案内のとおり、合併をした平成 17 年度とそれ以降の 10 年間、すなわち平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間となっております。今年度は、丁度中間の年の折り返し時点にあたります。

そうしたことから、今年度にあっては、計画期間の前半までの、年数で言えば 5 年半の時点での執行状況についてご意見をいただきたいということで、昨年までの報告よりも一步踏み込んだ諮問という形を取らせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今から、担当者が執行状況について説明しますのでよろしくお願いいたします。

【企画政策課副主監】

担当の長谷川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、新市建設計画の平成 22 年 9 月現在までの執行状況につきまして、ご説明させていただきます。

すでに委員の皆さまにおかれましては、新市建設計画の内容については、十分ご承知のことと存じますが、ご確認いただくということで、その概要につきまして簡単に触れさせていただきます。

お手元の新市建設計画の 14 ページをご覧くださいでしょうか。こちらに新市の将来像の体系図が記載してありますが、新市建設計画では、まちづくりの基本理念を「安心」「元気」「協働」と定め、新市の将来像である「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市一宮」の実現をめざして、7つの基本方針、7つの礎と呼んでおりますが、分野ごとに施策の方針が明示してあります。さらに、この施策方針に沿って、礎ごとに具体的に実施する計画事業が明記してあります。

具体的には、新市建設計画の 19 ページをご覧くださいでしょうか。こちらに、7つの礎のうち、最初の礎で「健康でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療と福祉の充実）」ということで、この「施策の方針」を（1）とし、その下に「施策の方向」ということで（2）として記載してあります。ページをはねていただきまして、21 ページをご覧くださいますと、「（3）主要施策」ということで、礎 1 の施策を具体的に推進するための計画事業を一覧表としてまとめて掲載してございます。市では、こちらに掲載された計画事業に基づいて、新市建設計画を推進しているところでございます。この計画事業数は、全部で 58 本ありますが、各事業の進捗管理をしっかりと、きちんとできるように、事業によっては施工箇所ごとに分割して、執行状況を管理しております。その結果、執行状況を管理する対象事業数は全部で 81 事業となっております。具体的には、例えば、新市建設計画の 21 ページの表の上から 3 つ目の事業名欄に市民病院整備事業というのがございます。資料があちこち跳んで恐縮ですが、本日の資料ということで、事前に配布させていただきました資料 No.1 の新市建設計画の執行状況という A4 判横ながの資料の表紙をはねていただけますでしょうか。この左のページの事業 No.3 と No.4 の事業名をご覧くださいでしょうか。新市建設計画書で言う、「市民病院整備事業」を、執行状況を管理する上では、市民病院の本院である「市民病院総合整備事業」と「尾西市民病院耐震改修工事」という具合に、細分化したことによって、新市建設計画の計画事業数が全部で 81 事業となっていることをご了解いただければと思います。

前置きが非常に長くなってしまいましたが、新市建設計画の概要と執行管理の対象事業について、ご確認いただけたかと存じます。

それでは、本題である執行状況につきまして、先ほどの、事前に配布させていただきました資料 No.1 新市建設計画の執行状況（平成 22 年 9 月現在）にそって、ご説明させていただきます。

まず、この資料に記載した表の見方と構成でございます。表紙を 1 枚、はねていただきまして 2 ページ、3 ページをご覧ください。2 ページの表の一番左側の列の見出しで「基本方針」とありますが、これは新市建設計画に掲げられた 7 つの礎でありまして、分野別の施策名を記載しています。その右隣のナンバーは、進捗管理している 81 事業に番号を振ったものであります。番号に網掛けがついているものとそうでないものとがあります。これは、網掛けしてあるものは、その事業内容がハード事業、網掛けのないものがソフト事業であることを表しております。また、そのナンバーに、丸が付いているものがありますが、これは、その事業が昨年度（21 年度）までに完了したことを表しています。

次に、ナンバーの欄から右へ 2 つ目の列の事業概要の欄をご覧くださいませうでしょうか。この欄は、各事業の計画内容を記載してございます。また、事業が完了したものについては、その完了年度も記述しています。

次に、その欄の右に 2 つ目の列から順に、17 年度から 21 年度までの 5 年間の実施状況と 22 年度の 9 月補正予算までの実施内容について記述しています。

それでは、主な事業を中心に説明させていただきます。

事業 No. 1 の健康日本 21 地方計画策定事業ですが、18 年度に計画を策定し、事業は完了となっております。現在その計画に沿ってさまざまな事業を展開しているところです。

事業 No. 3 の市民病院総合整備事業です。一宮市民病院を尾張西部地域の基幹病院として、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院といった機能を備えた整備事業を推進しているものでございまして、昨年 9 月には南館が完成し、今年 5 月からは救命救急センターが稼動し始めました。現在は、北館の改修工事を進めているところです。

事業 No. 4 の尾西市民病院耐震改修工事につきましては、20 年度に民間移譲したことにとともに、事業終了となっております。事業 No. 5 の予防接種管理支援及び乳幼児健康管理システム事業につきましては、20 年度にシステム構築が完了し、現在運用を活用しているところでございます。

事業 No. 6 の子ども医療助成事業につきましては、19 年度までは未就学児、つまり小学校に入学する前までの子どもを対象に医療費の全額を助成していました。20 年度からは助成対象を拡大し、中学校を卒業するまでに入院した場合、その入院費を全額助成するようになり、さらに 21 年度からは、小学校卒業までの通院費に対しても、その 3 分の 2 を助成するよう、制度を拡充してきております。ページをはねていただきまして、

事業 No. 9 の高齢者生きがい施設整備ですが、17 年度に、朝日西つどいの里と起つどいの里、重吉老人いこいの家を整備し、計画していた施設整備をすべて完了いたしました。

事業 No. 12 の放課後児童健全育成事業ですが、この事業は、保護者の仕事などの理由によって、下校後に家庭での養育ができない小学校 1 年生から 3 年生の児童を、児童館あるいは児童クラブで養育する事業でございます。平成 17 年度においては、25 の児童館と 21 の児童クラブで実施しておりましたが、21 年度までに児童クラブを 7 箇所増やし、今年度にはさらに 1 箇所増やして実施しております。ページをはねていただきまして、

事業No.13 の防災関係機関連携強化事業につきましては、災害時の通信を合併により広くなった市域全域で確保できるよう、デジタル方式の地域防災無線機を設置・整備するものですが、これは 19 年度までに完了しております。

事業No.14 の耐震性貯水槽の設置と事業No.15 の消防本部・本署の耐震改修につきましては、ともに東海地震、東南海地震などの大地震に備え整備するというもので、17 年度に完了しております。

事業No.17 の市営住宅建替事業ですが、老朽化した市営住宅を建て替える事業であります。この事業は、17・18 年度に時之島住宅整備を実施いたしました。21・22 年度と玉野団地の建設工事を実施しているところでございます。

事業No.24 の雨水排除事業の推進でございます。これは、小信排水区から集まった雨水を小信ポンプ場から日光川に放流する際、制限がかかるので一時的に貯留するための調整池を小信ポンプ場の隣に設置するものですが、これは 20 年度に整備が完了しております。

事業No.25 の河川等水位監視システム整備事業につきましては、旧一宮地区に整備されていましてこのシステムを、旧尾西地区、木曾川地区に拡張する事業で、19 年度に整備完了となっております。

事業No.26 の木曾川河川敷公園整備事業でございますが、木曾川左岸の河川敷を国と連携して、整備を進めているものです。尾西地区の 6.4 キロメートルを木曾川尾西緑地としまして、グラウンドや芝生広場、遊歩道・自転車道を整備するなど、21 年度までに木曾川尾西緑地整備工事が終了しました。現在は、北方地区・木曾川地区の木曾川沿線の緑地整備工事を進めつつあるところでございます。

事業No.28 の緑道の整備促進（尾西緑道西線）でございます。これは、宮田用水旧奥村井筋を緑道西線として整備しまして、奥村井筋本線に緑道でつなぐことにより、市民の皆さまが憩いながら散策できる緑地帯を整備するものがございます、この事業は昨年度（21 年度）に事業が完了いたしました。ページをはねていただきまして、

事業No.30 の余熱利用施設建設事業（第 2 期事業ビオトープ建設）ですが、これは奥町にある環境センターの南隣にビオトープを造成するもので、17 年度に工事が完了し、平成 18 年 5 月 28 日より開園いたしました。

事業No.31 の最終処分場開発事業（光明寺最終処分場建設）でございます。この事業の 22 年度までの実施状況をご覧くださいますと、すべてバーとなっております。これは、合併によって人口が増加することにもない、ごみ焼却による焼却灰や不燃ごみなどの量が増えるであろうと見込み、新たな最終処分場を整備するという計画となっております。合併後に、ごみ出しルールの見直しなどによるごみ減量対策や現在の最終処分場をより長く使用できるよう、焼却灰を市外の業者の処分場へ搬出するなど、現在の最終処分場の延命化に取り組んだ結果、平成 27 年度までに整備する必要性がなくなってまいりました。こうした状況を踏まえ、計画内容を再検討した結果、この計画期間中の事業実施は見送る事業と整理したものでございます。

事業No.32 の粗大ゴミ処理施設建設事業につきましては、民間の資金や運営ノウハウを活用するいわゆる P F I 方式を採用して、粗大ゴミ処理施設を建設・運営することといたしまして、平成 24 年度からの供用開始に向けて準備を進めているところでございます。

事業No.33 から 39 番までの事業につきましては、上水道、下水道関連の整備事業でございます。各施設の整備を計画的に進めているところであります。なお、事業No.38 の東部浄化センター建設事業につきましては、丹陽町にある東部浄化センターに汚泥処理施設と水処理施設を増設するものでございまして、この事業は 17 年度に完了しております。ページをはねていただきまして、

事業No.40 の斎場整備事業でございます。この事業は高齢社会が到来し、火葬件数が見込まれる中、それに対応できるよう整備するものですが、これも先ほどの粗大ゴミ処理施設建設事業の整備手法と同様、P F I 方式による整備を進めており、今年度中に建設工事が完了し、来年度より供用開始の運びとなっております。

事業No.41 からページを 2 枚はねていただきまして、事業No.48 までは、礎 3 ということで産業振興にかかる計画事業が列記してございます。各事業を着実に推進しているところでございますが、事業No.44 の工業基盤整備事業の執行状況についてですが、開発用地としまして市内 2 箇所を検討を進めているところでございます。そのひとつといたしまして、名神高速道路の一宮インターチェンジ北東部に位置する、丹陽北部地区（重吉地区）での事業化に向けて、事業の概略計画を作成し、地権者の皆さんの同意書を求めているところでございます。また、もうひとつの拠点整備箇所として、東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジの南側に位置する、南部地区（一宮市高田地内）では、昨年度より地質調査や測量などの業務に取り掛かっているところでございます。ページをはねていただきまして、

事業No.50 の学校施設改修（耐震）事業でございます。この事業は、小中学校の校舎や屋内運動場などの耐震工事でございますが、17 年度から毎年度、計画的に事業を推進してきました結果、今年度中に市内すべての小中学校の耐震補強工事が完了することとなっております。

事業No.51 の（仮称）木曾川文化会館の整備事業でございます。18 年度までに建設基本計画を策定し、建設予定地の地権者への説明を進めましたが、全員の皆さまから同意が得られませんでした。そのため、この事業を計画期間内に実現できるよう、木曾川庁舎の活用も含めて、木曾川町地区内での整備を具体的に再検討しているところでございます。この詳細につきましては、今年の 7 月の地域審議会のなかで説明させていただいたとおりでございます。ページをはねていただきまして、

事業No.53 の市立公民館施設整備事業でございます。これは、新たに市立公民館を設ける事業計画でございますが、各年度の実施内容の欄をご覧くださいますと、すべて空欄となっております。今のところ具体的に実施した内容といたしますか、取り組みがない状況でございます。未着手事業となっております。

事業No.54 の親水的スポーツ・レクリエーション施設の建設でございます。この事業の 22 年度までの実施状況をご覧くださいますと、すべてバーとなっておりますが、この事業の

当初の具体的な計画といたしましては、プールのような施設を建設するというものでございました。合併後の新一宮市内において、プール施設といたしましては、エコハウス 138 や せんい団地にある市営の温水プール、旧尾西市の富田にある尾西プール、千秋町には県営一宮総合運動場内にプールがあることや、喫緊に整備する必要性などを十分に検討した結果、新市建設計画の計画期間内での整備については見送る事業と整理いたしました。

事業No.57 の総合体育館建設事業ですが、20 年度に光明寺公園で建設工事に着手し、来月（12 月）には建物が完成する予定となっております。その後、外溝工事などを行い、来年 4 月から利用開始を予定しております。ページをはねていただきまして、

事業No.58 の幹線道路整備事業でございます。新一宮尾西線及び木曾川玉野線、濃尾大橋線の整備を順次、進めているところでございます。

事業No.59 の J R 木曾川駅周辺整備事業につきましては、木曾川駅の東口、西口それぞれの駅前広場を整備し、自転車駐車場や自由通路、橋上駅舎などを整備し、20 年度に事業が完了いたしました。

事業No.60 のバス運行事業につきましては、市内の公共施設を循環する i バスを 4 コース、路線バスが廃止された地区を通る生活交通バスを 2 コース、あわせて 6 コースで運行しております。バスの運行につきましては、利便性や利用状況などを見ながら適宜改善を図りながら事業を進めております。また、今年 4 月より循環バス用の回数券として 100 円券 11 枚を 1,000 円で販売しています。ページをはねていただきまして、

事業No.61 の一宮駅周辺開発事業ですが、図書館や子育て支援センター、市民活動支援センター、観光案内所など、公共公益施設を主体とした「交流・文化拠点」として、多機能な複合施設を建設する事業でございます。7 階建てで延べ床面積約 21,400 m²の駅前ビルを今年度中に工事に着手し、24 年の秋ごろの完成を予定しています。

事業No.66 の一宮西インターチェンジ周辺都市基盤整備事業でございます。これは、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジ周辺を土地区画整理により、快適な住環境を整備する計画でございましたが、関係する町内会の役員さんにこの事業の説明はしましたが、事業を推進するための組織作りにまでにはいたっておらず、関係者全体の説明会も開催できていない状況でございます。したがって、22 年度までの実施状況欄につきましては、空欄となっております、未着手事業となっております。

事業No.67 の一宮木曾川インターチェンジ周辺都市基盤整備事業と、次のページになります。事業No.68 の一宮インターチェンジ北東地区整備事業でございますが、これらは、先ほど事業No.44 の工業基盤整備事業でご説明させていただきましたが、それぞれの地区を産業基盤の整備地区として、事業を推進しているところでございます。

事業No.69 の東海北陸自動車道尾西インターチェンジ周辺の計画的な開発・整備でございますが、これも先ほどの事業No.66 の一宮西インターチェンジ周辺都市基盤整備事業と同様、区画整理による住環境整備を計画しておりましたが、地元の理解が得られておらず、事業の打合せや説明もできていない状況で、未着手となっております。

事業No.70 の駅周辺バリアフリー化事業ですが、これは、市内で利用者の多い、名鉄木曾川駅、名鉄一宮駅、J R 尾張一宮駅の 3 つの駅のバリアフリー化を推進するため、施設設

備、具体的にはエレベーターや多目的トイレなどの整備費用に対し補助金を交付するものでございます。20 年度までに各駅の整備は完了し、事業は終了しております。

事業No.71 の新たな住民参加・協働の仕組みの検討でございます。この事業は、まちづくりの基本的な理念や原則、市民・議会・行政の役割などを明文化した自治基本条例を制定するものでございますが、19 年度・20 年度に公募市民で構成された「自治基本条例を考える会」で提言書を策定いただき市長に提出いただきました。その提言書を基に 21 年度に学識経験者などで構成する「自治基本条例素案検討委員会」で条例素案を検討いただきまして、市長に答申をいただきました。この答申に基づき、今年度 6 月議会に条例案を上程し、可決いただいたものでございます。まちづくりの一翼を担っていただく市民の皆様は条例内容を知っていただくため、PR 用パンフレットを作成し、各町内会での回覧や市庁舎などでの配布をしております。また 11 月 6 日に、ファッションデザインセンターで、フォーラムを開催するなど、その周知に努めているところでございます。

事業No.72 の NPO 等活動支援事業ですが、「市民が選ぶ市民活動支援制度」を 20 年度にスタートいたしました。ご存知のことと思いますが、公益的な活動をしている市民活動団体に対して、市民の皆さんの意思を選択届くという仕組みですが、投票というかたちで直接反映させて、団体の活動を支援できるように創設された制度でございます。昨年度は 77 団体の支援対象団体がありまして、36,324 人(平成 22 年 1 月 1 日現在の 18 歳以上人口 316,140 人 11.5%)の方から選択届けが提出されました。今年度は、先月 1 ヶ月間、活動支援を希望する団体を公募しましたところ 81 団体から申し込みがあったということでした。ページをはねていただきまして、

事業No.75 の男女共同参画推進事業でございます。この項目の一番下の行になりますが、男女共同参画計画の策定ということで、昨年度から市民の皆様からの意見を伺いながら、策定作業に入っているところでございまして、今年度中に 23 年度からスタートする 8 年間の男女共同参画計画を作成することとなっております。ページをはねていただきまして、

事業No.80 の地域振興基金設置ですが、これにつきましては 17 年度に 20 億円、18 年度に 10 億円を地域振興基金として積み立て、事業は完了しております。

事業No.81 の新庁舎整備の検討でございますが、17 年度から 20 年度までの 4 年間で、庁舎建設基金として 9 億円を積み立て、昨年度と今年度で実施設計を作成しました。また、今年度においては、一宮庁舎の北側にありました北庁舎をすでに解体し、その跡地に新庁舎用の機械式立体駐車場の建設に入ることとなっております。

非常に長々とした説明となってしまいましたが、以上が新市建設計画に盛り込まれた計画事業の執行状況でございます。

次に、事前に配布させていただきました資料No.2 の「新市建設計画の執行状況の総括」をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、先ほど説明いたしました、新市建設計画の計画事業、全部で 81 事業でございますが、その執行状況を、平成 21 年度までに完了した事業、現在推進中の事業、計画内容を再検討した結果、計画期間内での実施を見送ることとした事業、平成 22 年度現在未着手となっている事業、と大きく 4 分類し、その事業数をまとめたものでございます。

執行状況につきましては、平成 21 年度までに完了した事業数は 18 事業で全体の 22.2%、現在推進中の事業は 58 事業で全体の 71.6%、計画内容を再検討した結果、計画期間内での実施を見送ることとした事業は 2 事業で全体の 2.5%となっております。これに該当する事業は、事業No.31 の最終処分場開発事業（光明寺最終処分場建設）と事業No.54 の親水的スポーツ・レクリエーション施設の建設の 2 事業でございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、事業の緊急性や必要性などを十分に検討した結果、計画期間内での実施を見送ることとしたものでございます。

その下に記載してあります、未着手の事業は 3 事業ございまして、全体の 3.7%となっております。これは、事業No.53 の市立公民館施設整備事業と、事業No.66 の一宮西インターチェンジ周辺都市基盤整備事業、事業No.69 の東海北陸自動車道尾西インターチェンジ周辺の計画的な開発・整備の 3 事業です。

インターチェンジ周辺事業につきましては、地権者をはじめ関係者の皆さまのご理解ご協力なくして、着手困難な事業ではございますが、残りの計画期間の中で、着手できるよう努力していきたいと考えているところでございます。

以上のとおり、新市建設計画の計画期間の半分を経過した時点における、執行状況を総括いたしますと、市といたしましては、未着手事業が 3 事業、全体の 3.7%ございますが、これらを除けば概ね順調に執行できているものと考えております。

これで、平成 22 年 9 月現在における新市建設計画の執行状況についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、審議をお願いします。

なお、新市建設計画の執行状況は毎年、報告を受けている内容ですので、委員の皆さまのご協力により、できましたら本日答申したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【委員】

事業No.26、木曾川河川敷公園整備事業について、22 年度実施事業として北方・木曾川地区となっておりますが、内容はどのようなものですか。

【企画政策課長】

具体的な工事の箇所、内容については、担当課がおりませんので、分かる範囲でお答えをさせていただきます。一宮市の木曾川河川敷は江南市から稲沢市の境まで 18 キロメートルあります。その中で尾西地区 6.4 キロメートルの緑地整備をさせていただきました。

今後は、上流部より北方・木曾川地区の工事を進めるための実施設計に入っているという現状でございます。工事が開始されるようになりましたら、順次報告をさせていただきますのでご理解をお願いします。

【委員】

事業No.44、工業基盤整備事業について、一宮木曾川インターチェンジの所ですが、このような不景気な時期に工業団地を作るということは、どのような考え方で基盤整備を始められましたか。

【市長】

現在はバブルが弾けて、簡単に工業団地ができる状況ではありません。また、山であれば土砂を除けば簡単でしょうが、一宮市では農地を転用するか、田を埋め立てたりすると非常に時間と手間がかかります。これまでもなかなか上手くいきませんでした。他市においても、長年にわたって各地区で造成したところが塩漬けになって、資産も眠ったりして、問題になったこともありました。

ところが、平成 17 年の万博の年、東海環状道路が出来た時期に景気も回復し、瑞浪市、多治見市、土岐市、関市などの工業団地が一気に売れてしまいました。その時、我々は羨ましく思っていました。

一宮市では、その前から平成 15 年ですが丹陽地区などで開発計画に取り掛かりましたが、少し時期的に遅れてしまいました。その思いから、常に工業団地を備えておかないといけないと思っております。確かに現在は景気が落ち込んでおります、しかし、いまでも幾つかの企業から土地情報のオファーがあるのは現実であります。県の方針でもありますが、先端産業を重点的に誘致したいと思っております、完了いたしましたら全国的に PR などしていきたいと思っております。

一宮木曾川インター南部地区は、今年度中に地権者の皆さまに個別で一定の条件の基で同意書をいただければ、だいたい 2 年、3 年先には目途が立つ予定であります。

【委員】

事業No.64 の中に土地改良事業は入っておりますか。

【企画政策課副主監】

土地改良事業は入っておりませんが、土地区画整理事業はあります。

【委員】

以前、この審議会において市街化区域と調整区域の見直しを、平成 22 年度に大々的に行うということを書いてみえました。これは、5 年ごとに見直しをするはずですが。しかし、見直しをしてないようですから、それ以降どのようになったか経過を教えてください。

【企画政策課長】

土地改良等の問題につきましては、新市建設計画には入っておりません。しかし、以前の審議会でも議題になったということですから、一度担当に現状確認をして報告させていただきます。

【委員】

以前、調整区域の区割りを見直すということでした。木曾川町は市街化区域が多いですが、幹線道路沿いの西尾張中央道などは、一宮市から木曾川町へ来ると調整区域ばかりで夜になると暗くなるという現実がありますので、検討をお願いしたいと思っております。

【会長】

それでは、ご発言もないようですので、新市建設計画の執行状況については、概ね計画どおり進んでいると認めるということで、市長に答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、答申案を配布してください。

(答申案を委員に配布)

【木曾川事務所長】

それでは、お配りいたしました答申案を朗読させていただきます。

(案)

平成 22 年 11 月 11 日

一宮市長 谷 一夫 様

木曾川地域審議会
会 長 葛谷 昭吾

新市建設計画の執行状況について (答申)

平成 22 年 11 月 11 日付 22 一宮企画発第 16 号-1 で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

(答申事項)

新市建設計画の計画期間の中間年にあたり、その執行状況については ハー

ド、ソフト事業とも、ほぼ計画どおりに進められており、概ね適当と認めます。

以上でございます。

【会長】

ただいま、事務局から答申案を朗読していただきました。これでよろしければ、(案)の文字を取り除いて市長に答申したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員同意)

【木曾川事務所長】

それでは、会長に答申の署名をいただきたいと思います。

(会長署名、押印)

ここで、本審議会からの答申を会長より市長にさせていただきますので、よろしくお願ひします。

【会長】

それでは、答申書を朗読させていただきます。

平成 22 年 11 月 11 日

一宮市長 谷 一夫 様

木曾川地域審議会
会 長 葛谷 昭吾

新市建設計画の執行状況について (答申)

平成 22 年 11 月 11 日付 22 一宮企画発第 16 号-1 で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

(答申事項)

新市建設計画の計画期間の中間年にあたり、その執行状況については ハード、ソフト事業とも、ほぼ計画どおりに進められており、概ね適当と認めます。

以上でございます。

(答申書の受取)

【市長】

ただ今、答申をいただきましてありがとうございます。

概ね、計画通りに進んでいるということでお認めをいただきました。

まだこれから、後半に入っていくわけでありますが、まだまだ積み残しがたくさん残っております、これからも鋭意努力してまいりますので、ご指導のほどよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。答申についてはこれで終わります。

それでは議題(2)「その他」について、何かありますか。

【総務管理課長】

防犯や交通安全について、会議・集会などで広報・啓発をさせていただいており、少しお時間を頂いて説明させていただきますのでよろしくお願いします。

まず防犯についてですが、お手元の、I C P O通信をご覧ください。

一宮市内では、9月までに4,311件の犯罪が発生しました。これは警察署別では県内ワースト3位であり、件数は去年と比べて減っていますが、いまだに多くの犯罪が発生しています。

○ 住宅を狙った忍び込みや、店舗や会社などを狙った出店荒し、事務所荒しが県内で最も多く発生し、侵入盗は、市町村別の件数では、県内ワースト1位です。

○ 家の中にいる時も留守にする時も、カギ掛けが基本です。その他、防犯対策をすることで、ドロボウにとっても侵入しにくい家にしましょう。

○ 自転車やオートバイの盗難が連続発生しています。とりわけ、最近では、「大型オートバイ」の盗難が多発しています。

○ わずかな時間でも、確実なカギ掛けとワイヤー錠、U字ロックによるツーロックで被害を防ぎましょう。

市では、毎月6日を「防犯の日」と定め、防犯パトロールなどの安全なまちづくりに関する各種の対策をしておりますので、ご協力をお願いします。

次に、交通安全についてであります。一宮市内では、死亡事故で、9月までに8名(前年同期比-4名)の方が亡くなっています。死者数は、昨年より減少しているものの、依然、

交差点における事故や高齢者が関与する事故が多発しており、人身事故や物損事故はともに増加しています。

また、例年秋口から年末にかけては、交通事故が多発する傾向にあり、特に薄暮時間帯から夜間にかけての高齢者の事故や飲酒運転による事故の多発が懸念されます。市では、関係機関・団体等と連携した交通事故抑止活動を推進していきます。

さて、市内の死亡事故 8 件の内、5 件は交差点で起きています。交差点には見えない危険が潜んでいるので、次のことに気をつけましょう。

- 交差点の手前では必ず安全確認を。
- 危険を避けるためには、スピードダウンを。
- 一時停止場所では、一度停まって確実に左右の確認を。
- 歩行者・自転車も交差点では、しっかり左右の確認を。

交通事故は、誰もがいつ当事者（加害者・被害者）になるかわかりません。

日頃から交通ルールを守り、思いやりの気持ちで交通事故防止に努めましょう。

交通事故発生状況は、平成 22 年 9 月末で、

▽ 人身事故 2,135 件、2,649 名

▽ 物損事故 8,288 件

以上でございます。

次回の地域審議会の開催でございますが、来年の 3 月ごろを予定しておりますのでよろしく願いいたします。

(4 閉会)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、これもちまして平成 22 年度第 2 回木曾川地域審議会を閉会させていただきます。大変長時間にわたりましてありがとうございました。

(午前 11 時 03 分終了)